事業報告

めていきました。参加者より、「地域とコミュニティづく りについての普段からどのように取り組むのか、よいア イデアを得られた」との声をいただきました。

2018 年度の人権 NPO 協働助成金事業が決定

2018年度の「人権問題解決のための新しい事業企画」 を募集したところ(12月24日~2月28日)、13件の募集 がありました。厳正な審査の結果、次の4事業が決定し ました。

▼幼少期から育む人権意識ー子育ち支援事業ー(NP0法 人 CAP センター・JAPAN) ▼「ひきこもり」当事者の多様 な居場所・自助会展開事業 (NPO 法人ウィークタイ) ▼プ レシングルマザーがまえむきに未来を見られるグッズづ くりと支援者啓発事業(シングルマザーのつながるネッ トまえむき IPPO) ▼公営住宅に居住する高齢者を対象と した生活サポートシステムの構築(3地区まちづくり合同 会社 AKY インクルーシブコミュニティ研究所) これから1年間、この4事業を協働で取り組んでいきま

障がい者差別解消講座

す。

「何が差別なのかを考える」を開催しました

3月12日に障がい者差別解消講座「何が差別なのかを考 える~「思いやり」や「配慮」が差別にならないために

~」を開催し、企業・行政・NPO・ 民間団体などから34人の参加が ありました。松波めぐみさん(大 阪市立大学非常勤講師)と、お 二人の障がい当事者を講師に迎 えて、講座を進めました。



松波さんから「差別解消に必要な考え方について」

賛助会員の募集と寄付のお願い

(一財) 大阪府人権協会が行う、被差別・社会的マイノ リティの人権を柱とする人権啓発、人権相談・支援、人 材育成とネットワークづくりを支えていただける賛助会 員の募集と寄付のお願いをしています。

賛助会員には、人権研修の相談、「人権協会ニュース」 の送付、また、当協会の出版物・講座参加費の割引等も あります。何卒、ご支援いただきますよう、よろしくお願 いします。

替助会員入会 ありがとうございます

2017年12月から3月末まで

賛助会員 : 2 人の入会をいただきました。寄付者 : 2 人と 1 法人から寄付をいただきました。





一般財団法人 大阪府人権協会

〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37 HRCビル 8 階 TEL 06-6581-8613 FAX 06-6581-8614

> URL: http://www.iinken-osaka.ip E-mail: info@jinken-osaka.jp

した。グループワークでは、二つの事例の検討を行い、 事例に対する考えや解決策など意見を出し合って、そ れぞれの意見を共有しました。 最後に、「当事者の立場でどのような支援が求めら れているのか考えていくこと」、「健常者中心の価値観 をあたえることのないように見直してみること」が重 要だとまとめられました。

をテーマに「障害者差別解消法」の考え方や課題、対

話の重要性について、具体事例を交えて講演いただき

ました。障がい当事者からは、これまでの体験談を交 え、障がい者が当たり前の生活をしていくための社会

で必要とされる考え方や対応についてお話しされま

人権 NPO 協働助成事業 「実践報告☆交流会」を開催しました

3月23日、人権課題の解決に取り組んだ助成団体が この1年間の活動を発表する場である「実践報告・交 流会」を開催し、17人が参加されました。

報告は、▼小中学校での今日的な部落問題を伝える 教材づくり事業(西成教育サポート6校連絡会)▼よ うこそ矢田へ~外国にルーツのある子どもと保護者 への支援~ (特定非営利活動法人共生と自立のまちづ くり・ふれあい) ▼ひきこもりの若者がつなぐ"地域 の絆ホッとランチ"配食事業(特定非営利活動法人南 大阪サポートネット)▼性別って2つだけ?~知らな いでは済まされない LGBT~ (一般社団法人 ELLY)。 2017年度に協働した4つの助成事業について、悩み笑 い喜んだプロセスを報告してもらい、参加者同士が交 流しながら、今後の活動について情報共有をしまし た。人権問題解決のために、事業をいかに継続してい くかが次の課題になるとのコメントがありました。

会費および寄付(金額はおいくらでも結構です)は、郵便 振替口座にお振り込みください。

* 口座名 : 一般財団法人大阪府人権協会

ザイ) オオサカフジンケンキョウカイ * 口座記号番号: 00930-8-272377

賛助会員	個人	1 🏻	3,000円		
	団体・法人	1 🏻	30,000 円		
寄付金	個人	1 🗆	1,000円		
	団体・法人	1 🗆	10,000円		

1面 主張

2面 2018年度事業紹介 3・4 面 事業報告 人権総合講座(後期)/相談事例 研究会/介護相談員現任研修/

くく目次>>

差別や人権侵害をめぐる状況

にある人に向けられています。

雑化、多様化しています。

人権に関する法制度の前進

援がますます必要になっています。

深刻化する生活困窮

世界は今、武力主義か平和主義か、保護主義か自由主義

か、民族主義か国際主義かで揺れています。国連をはじめ

とした平和と人権尊重の取り組みが重要になっています。

日本においては、人種主義や民族排外主義に基づくヘイ

トスピーチが行われ、日常のヘイトハラスメントも問題に

なっています。また、障がい者問題にあっては、旧優生保

護法に基づく知的障がい者等に対する不妊手術を憲法違

反とする提訴が各地で始められています。部落問題では、

同和地区の地名や関係者の人名までもウェブ上に掲載す

る悪質な差別や、グーグルマップの駅名に「部落」と書き

込む事件も起こっています。この他、セクシュアルハラス

メントの防止、女性の社会進出、深刻化する虐待やいじめ

の問題、個人情報保護等も重要な課題になっています。さ

らには、格差が拡大し、貧困の深刻化と連鎖が課題となっ

ています。差別や人権侵害が、社会状況への不満のはけ口、

対立局面での打開として、被差別マイノリティや弱い立場

一方、電通の違法残業による自殺事件にみられるような

長時間残業や、格差拡大による生活困窮が進行していま

す。貧困の背景には様々な人権問題が絡み合っており、複

これらに対して、生活困窮者支援や子ども・若者支援が

進められています。地域におけるきめ細かい、継続した支

「部落差別解消推進法」の制定を受けて、兵庫県たつの市

で条例が制定されたり、豊中市や羽曳野市で審議会の答申

が出されたりしています。「ヘイトスピーチ解消法」の制

定とともに、大阪市では「ヘイトスピーチの対処に関する

条例」によるヘイト動画の削除要請も始まりました。「障

害者差別解消法」を受けた「大阪府障がい者差別解消条例」

に基づく相談検証報告書がまとめられ、障がい者差別解消

権 NPO 協働助成事業実践報告·交流会/ 賛助会員募集・寄付のお願い

おおさか相談フォーラム/事業計画の

人権の法制度を具体化し、人権尊重の取り組みを進めましょう ガイドラインも改訂されました。教育においても、義務教 育保障の「教育機会確保法」を受けた基本指針が策定され ています。更には、LGBT(性的マイノリティ)の人権とし て、同性パートナーの認証制度が広がり、大阪府では、啓

2018年4月

これらの人権に関する法律を最大限に活かしながら、人 権施策を前進させなければなりません。

大阪府人権協会の取り組み

発や就労支援が進められています。

大阪府

このもとで、大阪府人権協会の役割は、①人権啓発、② 相談・支援、③これを担う人材養成、④ネットワークをつ くることで、人権問題の解決につなげる、人権のセンター となることです。

特に2018年度は次のことに取り組みます。

- 1) 差別解消に関する法制度の具体化
- ①「部落差別解消推進法」の周知や、相談体制の充実、教 育及び啓発の充実、実態調査の検討。
- ②ヘイトスピーチの解消に向けた、相談や教育及び啓発活 動の充実。
- ③ 障がい者差別に関する相談や、障がい者差別解消ガイド ラインを活用した啓発の充実と人材養成。
- 2) 相談・支援の取り組みの強化
- ①市町村や人権協会・人権地域協議会との連携による相 談•支援。
- ②緊急相談サポートの取り組み。
- ③生活困窮者支援や地域就労支援との連携。
- 3) 人権相談及び人権啓発、人材養成の実施
- ①大阪府人権相談・啓発等事業の実施。
- 4) ネットワークの強化
- ①市町村人権協会・人権地域協議会との連携強化。
- ②行政や団体、企業等とのネットワークづくり。
- ③当事者や支援者、NPO等との交流や協働。
- 5) 提言機能の強化
- ①人権尊重に必要とされる方向や施策を提言。
- 6) 大阪府人権協会の今後の方向の検討
- ①大阪府人権協会の役割と今後の方向を検討。

知っていますか?「ヘルプマーク」

外見から分からなくても援助や配慮を必要としてい る方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを 知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成さ れたマークです。



大阪府人権協会ニュース 2018年 4月 vol.36

大阪府人権協会ニュース 2018年 4月 vol.36

編集

発行

事業紹介

一般財団法人大阪府人権協会 2018年度 事業計画

◆基本方針◆

- 1) 人権問題に関する法制度を具体化する取組
- 2) 相談・支援の取り組みの強化
- 3) 人権相談及び人権啓発、人材養成事業の実施
- 4) ネットワークの強化
- 5) 提言機能の強化
- 6) 新たな方向と事業の検討

◆具体的事業◆

A. 実施事業

I. 人権相談事業

- 1 府民向け人権相談事業
- 1) 人権相談窓口の開設

平日:月~金曜日 夜間:火曜日 休日:第4日曜日

- 2)「人権問題別集中相談」(月間)
- 3)「出張相談」
- 2 市町村人権相談サポート事業
- 1) 市町村相談窓口などの相談員・担当者への支援
- 2) 人権相談マニュアルの更新
- 3 専門家連携相談支援事業
- 1) 弁護士との連携 毎週金曜日ほか
- 2) 他の専門家や当事者団体・支援団体との連携
- |4| 人権相談ネットワーク事業
- 1)「おおさか相談フォーラム」「事例研究会」の開催
- 2) 加盟機関の拡充や相談員のスキルアップ
- 3)人権相談集約・報告
- 5 就労相談支援事業
- 1) 地域就労支援センターとの連携
- 2) 生活困窮者自立支援制度に取り組む団体等連携
- 6 緊急相談サポート事業

Ⅱ.人権啓発事業

- |1| 人権啓発アドバイザー事業
- 1) 常勤アドバイザーによる啓発相談
- 2) 専門アドバイザーによるアドバイス
- |2| 人権関連情報収集・提供事業
- 1) 人権問題の動向やイベント講座等の情報収集
- 2) メールマガジン「人権あらかると」(月2回)提供
- 3) 人権リレーエッセイをホームページで提供
- 3 講師リスト・紹介事業

- 1) 人権啓発の講師リストを作成し各市町村等に提供 2) 人権啓発の講師を紹介
- |4| 権情報誌・人権教材作成事業

Ⅲ.人材養成事業

- 1 人権総合講座事業
- ① 人権担当者入門コース
- ② 人権ファシリテーター養成コース
- ③ 人権啓発企画担当者養成コース
- ④ 人権相談員養成コース
- ⑤ 人権問題科目
- ⑥ 人権ファシリテータースキルアップコース
- ⑦ 人権コーディネータースキルアップコース
- ⑧ 人権相談員スキルアップコース
- 9 人権相談員専門コース
- 10 人権問題科目
- 2 人権ファシリテーター養成事業
- 1) 人権・部落問題学習

プログラムファシリテーター養成講座の開催

- 2) ファシリテーター養成講座フォローアップ兼参加型研究会
- 3 人権コーディネーター養成事業

人権問題事業企画講座の開催 差別解消講座の開催

Ⅳ. ネットワーク推進事業

- 1 ネットワーク事業
- 2 人権NPO等創造事業 人権NPO協働助成金の実施、交流
- 3 福祉サービス第三者評価事業

B. その他の事業

I. 人権啓発促進事業

- 1 人権関係冊子等販売事業
- 2 人権研修受託事業
- 3 人権啓発記事作成事業

Ⅱ.人材養成促進事業

1 介護相談員研修事業 養成研修と現任研修の実施

Ⅲ. 土地活用事業

Ⅳ. A´ワーク創造館事業

事業報告

大阪府人権総合講座(後期)を開催しました

<大阪府委託事業>

様々な人権問題を学ぶことができる大阪府人権総合講座(後期)を開催しました。

人材養成コースとして、①人権ファシリテータースキルアップコース②人権企画マネジメントコース③人権相談員スキルアップコース④人権相談員専門コースの4コースを実施しました。実施期間は11月2日~12月25日のうちの計12日間で、計52科目を実施し、延べ1

57 人の方にお申し込みをいただきました。スキルアップを目指す人や、興味のある科目のみを選択して受講できるよう、人材養成コースとは別に関心のある科目だけを受講できる「科目



選択受講」も可能とし、各団体、個人、多くの方に受講していただきました。

「相談事例研究会」を開催しました

大阪府委託事業>

11月21日、28日、12月5日、12月12日の4回、ブロック別会場にて相談事例研究会を開催し、68人の参加がありました。

内容は、①講義「ストレングス視点を生かした相談支援におけるスーパーバイズ」②相談事例の報告③事例研究(グループワーク)④潮谷光人さん(東大阪大学)から助言とまとめがありました。

受講者からは、ストレングスの視点は、相談者の心理 的、身体的、あらゆる面のプラスの側面に焦点をあてる ことと説明を聞き、日ごろ相談者さんのプラスの視点に 意識を向けることがないことへの気付きや、相談員にも しんどさを話せる相談員が必要なこと、援助者がリフレ ーミングできる力をもつことが大切であることが分か った等の感想がありました。

介護相談員現任研修を開催しました

1月11日に1日目の全体研修を、2日目は1月18日 と2月15日に分かれて実施しました。

介護相談員は市町村に登録され、介護サービス提供の場を訪問し、利用者の不満や不安をお聞きしたり、訪問中に気づいたことをサービス提供事業者や行政に伝えたりしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を目指しています。

今年度は24市町、110人の申込みがあり、100人の方が所定の科目を受講し、修了されました。介護保険制度にかかわる最新情報の学習をはじめ、相談員受け入れ施設の思い、認知症についての理解、コミュニュケーション等介護相談員活動に必要な知識及び技術を学びました。

また、日ごろの相談員活動の実践について情報交換を

行いました。利用者や家族の方に安心して、気軽に話して頂けるように、大きな名札を準備したり、聞こえにくい方とのコミュニケーションのための道具を見せるなど実物を示しながら紹介していただきました。

「おおさか相談フォーラム」を開催しました

<大阪府委託事業>

1月25日、「おおさか相談フォーラム」を開催し、80 人の参加がありました。

内容は、第1部は精神科医の渡辺洋一郎さんより「精神疾患の特性から相談者に求められること」をテーマで基調講演があり、第2部は分科会 A「医療と連携した精神障害者の就労支援」茂木省太さん(NPO 法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク)、分科会 B「精神的に課題のある人への生活面での支援」岡幸一さん(社会福祉法人精神障害者社会復帰促進協会)から実際の支援内容で事例紹介を受けました。参加者からはグループ内の交流ではいろいろな話が聞けて良かった、交流の時間ももっと欲しかった等の感想がありました。

解決力を磨くための 事業計画のつくり方講座を開催しました

2月8日に「解決力を磨くための事業計画のつくり方 講座」を開催し、NPO、市民団体から7人の参加があり ました。この事業は、人権に関わるコーディネーターの 育成を目的として取り組んでいます。

講師の田村太郎さん(ダイバーシティ研究所)は、ご 自身の体験による具体的な課題解決事例を交え、人権課 題を解決するためのポイントとなる課題設定や目標の 明確化、資金や人材の確保など、それぞれの重要性につ いてお話しされました。ワークでは、対象となる人権課 題や目標をイメージすることで見つめ直し、事業に取組 む上で必要となる事柄について考えてみるなど、参加者 同士が意見を出し合いながら学習を進め、交流しまし た。

人権のコミュニティづくり事例報告・交流会を 開催しました<大阪府委託事業>

2月16日に報告・交流会を開催し、人権、福祉、まちづくり等を担当する行政関係者や、地域で福祉や人権問題に取り組む民間団体等40人が参加しました。

第1部では、大阪府内のコミュニティづくりの事例を紹介した後、パネルディスカッションを行いました。本事業の検討委員がパネラーとなり、「子ども」、「地域福祉」、「持続可能なまちづくり(防災を含む)」という各専門の観点から人権が大切にされたコミュニティづくりのポイントについて深めていきました。

第2部では、分散会として、上記三つの観点で小グループに分かれ、各検討委員が進行して、更に内容を深